

令和5年度決算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より、国と地方を合わせた消費税の税率が「5%」から「8%」へ、また令和元年10月1日より「8%」から「10%」に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度大紀町一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金 189,768 千円
 うち 社会保障財源化分 108,519 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する 476,404 千円
 （社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費）

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国(県)支出金	地方債	その他		地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉	心身障害者福祉費	330,829	219,335	11,000	0	100,494	62,742
		小計	330,829	219,335	11,000	0	100,494	62,742
	児童福祉	児童福祉費	64,883	23,981	20,500	307	20,095	12,546
		母子父子福祉費	3,824	1,552	0	0	2,272	1,419
		小計	68,707	25,533	20,500	307	22,367	13,965
	合計	399,536	244,868	31,500	307	122,861	76,707	
衛生費	保健衛生	保健対策費	27,409	718	0	2,098	24,593	15,354
		予防費	49,459	22,099	1,000		26,360	16,458
		合計	76,868	22,817	1,000	2,098	50,953	31,812
総合計		476,404	267,685	32,500	2,405	173,814	108,519	

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額の比率に応じて按分